

⑥ 卒業要件単位に含まれない科目

教育職員免許状取得に関する科目のうち下記科目については、卒業要件単位に含まれないので注意してください。

- ・「教科に関する専門的事項」以外の科目
- ・「教科に関する専門的事項」のうち「工業概論」及び「職業指導概説」

なお、「教科に関する専門的事項」のうち他系・他コース科目については、卒業要件単に含まれない場合があります。

(2) 各種資格

1) 技術士（第一次試験免除）

都市環境創成コースは、土木及び関連の工学分野で、また、環境マネジメントコースは、農業工学及び関連のエンジニアリング分野で、JABEE 認定を受けています。技術士の資格を取るためには、技術士第二次試験に合格しなければなりません。技術士第二次試験の受験資格として、技術士第一次試験の合格が必須条件です。環境・社会基盤系の卒業生は、JABEE 認定プログラム修了者として、技術士第一次試験が免除され、修習技術者になることができます。

技術士第二次試験は、修習技術者になった後、次のいずれかの条件が当てはまれば受験が可能となります。

- ① 技術士補の登録をして、指導技術士の下で4年を超える実務経験を経る。
- ② 職務上の監督者の下で4年を超える実務経験を経る。
- ③ 7年を超える実務経験を経る。

詳細については所属系のガイダンスや一般社団法人日本技術者教育認定機構のホームページ (<https://jabee.org>) で確認してください。

(主務官庁 文部科学省)

2) 一級建築士試験（受験資格）

都市環境創成コースの卒業生は、次の条件を満たせば、卒業後すぐに一級建築士の受験が可能です。

建築教育プログラムの学生は、卒業に要する必修科目の他に、土質力学Ⅱ、地下水工学、都市・地域計画学、計画学演習、景観論の中から2単位以上を修得してください。土木教育プログラムの学生は、卒業に要する必修科目の他に、建築教育プログラムの必修科目を修得してください。

一級建築士の免許登録にあたっては、試験の前後に関わらず、大学卒業後2年間の実務経験を積む必要があります。大学院で、所定の指定科目を履修した者は、大学院での在学期間が実務経験としてみなされます。

※二級・木造建築士の受験資格について

建築教育プログラムの学生は、卒業に要する必修科目を修得することにより、二級・木造建築士の受験資格を得られ、免許の登録に実務経験は必要ありません。土木教育プログラムの学生は、卒業に要する必修科目の他に、以下の①～③の3科目を修得することにより二級・木造建築士の受験資格を得られます。また、免許の登録に実務経験は必要ありません。

- ① 「建築設計」または「建築製図」のいずれか1科目
- ② 「インテリア計画」、「建築計画学及び演習」、「建築史」、「都市・地域計画学」、「建築環境工学」、「建築設備」の中から1科目
- ③ 「建築法規」

詳細については、所属コースのガイダンスや公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaiec.or.jp>) で確認してください。

(主務官庁 国土交通省)

3) 1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士、1級電気通信工事施工管理技士、1級造園施工管理技士（受検資格）（施工技術検定規則第2条）

環境・社会基盤系の卒業生は、卒業後、施工管理に関する指導監督の実務経験1年以上含む3年以上の実務経験を、また、それ以外の系の卒業生は、卒業後、施工管理に関する指導監督の実務経験1年以上含む4.5年以上の実務経験を積み、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士、1級電気通信工事施工管理技士及び1級造園施工管理技士の技術検定を受検できます。

詳細については所属系のガイダンスや建設管理センターのホームページ (<https://www.ecc-jp.com>) で確認してください。

(主務官庁 国土交通省)

4) 測量士・測量士補（測量法第50条・第51条）

環境・社会基盤系の卒業生は、国土地理院への登録により測量士補の資格を得ることができます。また、卒業後、1年以上測量に関する実務に従事した者は、国土地理院への登録により測量士の資格を得ることができます。

登録申請は各自で行う必要があります。詳細については所属系のガイダンスや国土交通省国土地理院のホームページ (<https://www.gsi.go.jp>) で確認してください。

(主務官庁 国土交通省)

5) 電気主任技術者（電気事業主任技術者資格検定規則第7条の2）

情報・電気・数理データサイエンス系（ネットワーク工学コース，エネルギー・エレクトロニクスコース）の卒業生で在学中に下記単位を修得した者は，実務経験年数により電気主任技術者の資格が申請により得られます。資格認定に必要な科目及び単位数は以下のとおりです。

（主務官庁 経済産業省）

授 業 科 目	必要単位数
※物理学基礎（電磁気学） ☆電磁気学AおよびB ☆回路理論A ※回路理論B ☆電子計測	17 単位以上
☆電力系統工学A ☆電力発生工学 ☆電気法規・施設管理	8 単位以上
☆電気機器学AまたはB ☆制御工学AまたはB ☆パワーエレクトロニクス	10 単位以上
☆ネットワーク工学実験AおよびB（ネットワーク工学コースの場合） ☆エネルギー・エレクトロニクス実験AおよびB（エネルギー・エレクトロニクスコースの場合） ☆電力・モータ実験	6 単位
☆電気設計学	2 単位
科 目 合 計	43 単位以上

☆印：当該系において，電気主任技術者の資格申請のために必ず履修しなければならない科目

※印：当該系において，電気主任技術者の資格申請のために必ず履修すべき科目と関連が深く履修を強く推奨する選択科目

6) ボイラー取扱作業主任者（受験資格）（ボイラー及び圧力容器安全規則第101条）

卒業生で在学中にボイラーに関する学科目を修めた者で，卒業後ボイラーの取扱いについて2年以上の実地修習を経た者は，特級ボイラー技士試験を受験できます。

また1年以上の実地修習を経た者は，一級ボイラー技士試験を受験できます。

（主務官庁 厚生労働省）

7) 危険物取扱者（甲種危険物取扱者試験受験資格）（消防法第13条の3）

下記に該当する者は，甲種危険物取扱者試験を受験できます。

- ①化学・生命系を卒業した者
- ②化学に関する授業科目を通算して15単位以上履修した者

（主務官庁 各都道府県）

8) 毒物劇物取扱責任者（毒物及び劇物取締法第8条）

化学・生命系の卒業生は，毒物劇物取扱責任者に就任できます。

（主務官庁 厚生労働省）

9) 安全管理者（労働安全衛生規則第5条）

工学部卒業生で2年以上産業安全の実務経験がある者は，厚生労働大臣の定める研修を修了後安全管理者に就任できます。

（主務官庁 厚生労働省）